資料１

第１回委員会（１月１７日）以降の記者発表資料

＜平成２６年１月２４日付け発表＞

①千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園に対する立入検査について

②指定障害者施設等に対する勧告について

③千葉県袖ヶ浦センター事件への対応について

資料１

千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園に対する立入検査について

平成２６年１月２４日
千葉県健康福祉部障害福祉課
０４３－２２３－２３５２

千葉県袖ヶ浦福祉センター（指定管理者：社会福祉法人千葉県社会福祉事業団）更生園第２に対し、１月１５日～１７日及び２０日～２３日に、障害者総合支援法等に基づく立入検査を実施しました。

１　立入検査等の結果

更生園第２（全６６人のうち６２人。その他４人は前回聴取を実施）、施設長、常務理事ほかからの事情聴取の結果、更生園第２において、平成２６年１月１４日付で認められたとした暴行や疑義のほかには、暴行や疑義は認められなかった。このほか、確認等されたことは、以下のとおり。

（１）職員の自供や証言等により、更生園第２第３班において、平成２５年６月及び８月の２回にわたって、複数の職員による１人の利用者に対する支援上必要な行動制限に係る不適切な運用が認められた。（※やむを得ず身体拘束等行動制限を行う場合は、その態様、時間、理由等を個別支援計画等に記録する必要があるが、その手続きが行われていなかった。）

（２）１月１４日付で、確認されたとした「更生園第２第２班リーダーが各支援員から提出を受けた事故報告書を自分のところで７２件留め置いた」件について、中でも事故原因が不明とされていた３３件の報告書について、起案した職員から全件聴取したところ、暴行や疑義は認められなかった。

（３）１月１４日付で、県に提出されていなかったことが確認されたとした「過去の事故報告書４件（２件の暴行、１件の心理的虐待、１件の不適切な支援）」に関し、県へ提出しなかった理由について、理事長（当時）、常務理事ほかから聴取した内容をまとめると以下のとおり。

ア　２件の暴行事案について

県へ提出されていると認識していた。提出の有無についてチェックしていなかった。

なお、聴取の際、諭旨免職により事実上処分したとの認識も示された。（※本来職員の処分に当たっては、「千葉県社会福祉事業団不適切な処遇等に係る処分方針」に基づき、同事業団職員「賞罰及び賠償審査委員会」を経るべきところ、同委員会を開催せずに、「諭旨免職による事実上の処分」が行われており、職員の処分に関し、適切な運用がなされていなかったことが確認された。）

イ　１件の心理的虐待事案について

県へ提出されていると認識していた、又は、当時心理的虐待という法律上の定義はなく必ずしも提出を要するものとは考えていなかった。

ウ　１件の不適切な支援事案について

県に提出を要しないものと考えていた。

2　今後の対応

今後とも、全容の究明に向けて、継続して、事業団が運営する施設に対して立入検査を実施していく。

（参考）　施設の概要

名　　称　千葉県袖ヶ浦福祉センター　更生園
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１２項に規定する障害者支援施設）

定　　員　９０名（第１支援グループ４８名、第２支援グループ４２名）

所 在 地　袖ケ浦市蔵波３１０８番の１

事業内容　主に知的障害者に対して、入所、排泄・食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
第１支援グループ：主に、重度・高齢・厚介護・医療的ケアを要する利用者
第２支援グループ：強度行動障害及び行動障害を有する利用者

開設年月　昭和４１年７月

＊　現在は、社会福祉法人千葉県社会福祉事業団（理事長：近藤敏旦）が、指定管理者として、施設の管理運営を行っている。
指定管理期間：平成２３年度～２７年度

指定障害者施設等に対する勧告について

資料１

平成２６年１月２４日
千葉県健康福祉部障害福祉課
０４３－２２３－２３５２

本日、千葉県は、千葉県袖ヶ浦福祉センターに対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「支援法」という。）第４９条第１項第２号及び第２項第２号及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「児福法」という。）第２４条の１６第１項第２号の規定に基づき、勧告を行いました。

１　行政処分及び勧告対象事業所名等

法人名称	社会福祉法人千葉県社会福祉事業団　理事長　近藤　敏旦
事業所(施設)名	①千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園 ②千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園
所在地	袖ヶ浦市蔵波３１０８－１
サービスの種類	①指定障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）、指定短期入所 ②指定福祉型障害児入所施設、指定障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）、指定短期入所

２　基準条例等違反事項

（１）更生園第２の職員が利用者に対し、平成２５年４月に暴行を行っていたことが確認された。これは、著しく利用者の意思及び人格を軽視するものであり、常に利用者の立場に立った指定障害福祉サービス等の提供に努めるどころか、それとはかけ離れた不当な行為である。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年千葉県条例第９０号。以下「支援施設基準条例」という。）第４条第２項等違反））

（２）（１）で暴行を行った職員は、平成２１年頃から、利用者に対する過剰な対応等についてリーダー等から再三注意を受けており、それにも関わらず、本年４月に暴行に至ったことからすると、更生園において必ずしも個々の職員に対する実効性のある研修等が実施され、虐待防止の体制が整備及び機能してきたと言うことはできない。（支援施設基準条例第４条第３項等違反のおそれ）

（３）更生園第２第２班リーダーが、これまでのリーダー時５年間で、各支援員から報告を受けた事故報告書１１６件のうち７２件を自分のところで留め置き、施設長等へ提出していなかったことが確認された。（留め置いたものの中には暴行事案が１件が含まれていた。県への報告はなかった。）（支援施設基準条例第５９条第１項等違反、千葉県袖ケ浦福祉センターの管理運営に関する協定書違反）

（４）更生園第２第３班において、平成２５年６月及び８月の２回にわたって、複数の職員による１人の利用者に対する支援上必要な行動制限において、やむを得ず身体拘束等行動制限を行う場合に必要な、その態様、時間、理由等を個別支援計画等に記録することが行われていないといった不適切な手続き・運用が確認された。（支援施設基準条例第５９条第２項等違反）

（５）センター長（現常務理事兼センター長）、養育園施設長（当時）及びサブマネージャー（当時）は、平成２４年１月に、養育園第２寮における虐待の目撃情報について相談を受けていたにも関わらず、具体的な対策を採らなかったことが確認されたことは、平成２５年１２月２７日付勧告のとおりである。

さらに、施設長からの聴取において、施設長から、「平成２４年１月に、虐待が目撃されたとされた４人から個別に聴取を行い、うち２人についてはその暴行を把握し個別に指導した。指導した結果改心してくれると期待した」との供述があった。

この２人のうち１人の職員は、今回の死亡事件に関わった５人のうちの１人（職員（A））であり、またもう１人の職員（F）は、この職員A及び５人のうちの別の１人（職員（C））ともに、「暴行に至るに当たり、影響を受けた」と供述されている者である。（なお、職員（F）が暴行をしたとの確認はしていない。）さらに５人のうちの残る３人の職員は、「他の職員が暴行を行っているのを見て、自分も暴行に至った」旨供述している。

また、常務理事（当時センター長）においても、施設長が虐待の目撃情報について調査及び対応をしている旨報告を受けていた。また、少なくとも職員（F）の虐待の情報があることは具体的に把握していた。

以上を踏まえると、施設長においては、暴行を行った５人に対する管理監督はもとより、特に平成２４年１月に職員（A）及び職員（F）を一度注意した後も、特に注意深く当該職員を指導し、管理監督していれば、また、センター長においても、施設長を十分に指導し、管理監督していれば、今回のような事態を招かなかった可能性は否定できず、常務理事及び施設長の管理監督責任を認めざるを得ない。なお、施設長と共に調査等を行ったサブマネージャーにおいても、部下を指導・管理監督する立場にあり、その責任は免れないものである。

さらに、同常務理事は、養育園園長であった平成１９年度に、養育園第２寮の身体的虐待事案について、比較的軽微な不適切な支援と判断し、県に事故報告していないことも確認されている。

（支援施設基準条例第４条第３項等違反、協定書違反）

（６）常務理事が、ゼネラルマネージャー（平成２０年度から）又はセンター長（平成２３年度から）時に、県に報告されなかった「過去の事故報告書４件（２件の暴行、１件の心理的虐待、１件の不適切な支援）」に関し、県へ提出しなかった理由について、理事長（当時）及び常務理事ほかから聴取したところ、２件の暴行事案については、両者から「県へ提出されていると思っていた。提出の有無の確認をしていなかったのは自身の事務管理上のミス」との旨の供述があった。さらに、「諭旨免職により事実上処分した」旨の供述があったが、本来職員の処分に当たっては、千葉県社会福祉事業団不適切な処遇等に係る処分方針に基づき、同事

業団職員賞罰及び賠償審査委員会を経るなど、厳正な運用を図る旨指導してきたところであるが、同委員会を開催せずに、「諭旨免職による事実上の処分」が行われており、職員の処分に関し、適切な運用がなされていなかったことが確認された。（支援施設基準条例第４条第３項等違反、協定書違反）

3　勧告の内容

上記２のことについて、事案の重大性及び緊急性に鑑み、取り急ぎ、次のような改善措置をとるよう勧告した。

（１）支援施設基準条例第４条第２項及び支援事業基準条例第４条第２項を遵守し、更生園利用者の人権の擁護、虐待の防止に努めることは当然のこと、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供を実践すること。

（２）支援施設基準条例第４条第３項及び支援事業基準条例第４条第３項を遵守し、更生園利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための万全な体制を整備すること。

人権擁護や虐待防止に関する実効性のある研修等を充実させるとともに、研修等の効果を職員全員に浸透させること。それでも集団研修のみでは実効性が上がらないと見込まれる個人に対しては、個別に、再教育のためのプログラムを作成し、個別指導・訓練を行うなどの実効性ある措置を講じること。

また、職員が行った暴行行為は、当然に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成２３年法律第７９号。以下「虐待防止法」という。）第２条第７項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待であることを十分に認識し、虐待防止法第１５条に基づく虐待の防止等のための万全の措置を講ずること。

なお、平成２５年１２月２７日付勧告で、養育園に対して同様の措置をとるよう勧告したところであり、措置を講ずるに当たっては、袖ヶ浦福祉センター全体での体制整備を図ること。

（３）支援施設基準条例第５９条第１項及び支援事業基準条例第４１条第１項を遵守し、事故が発生した場合は、必ず県に連絡すること。また、事業団内での事故報告書の取扱い方法や進捗管理方法等について、職員に周知徹底すること。

（４）支援施設基準条例第５９条及び支援事業基準条例第７５条を遵守すること。つまり、利用者への身体拘束等行動制限が、例外的に許容されるのは、ⅰ切迫性、ⅱ非代替制、ⅲ一時性の三要件を全て満たす場合に限られるが、これらを満たすか否かについては、施設として慎重に検討・決定した上で、個別支援計画に、身体拘束等行動制限の態様、時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を原則として予め記録する必要があること、さらに、身体拘束等行動制限をした場合には、その都度、日時、内容などの必要な事項をサービス提供記録に記録する必要があること、というルールを遵守すること。

（５）県への事故報告書の提出について定めた協定書に基づく事故取扱内規を遵守すること。また、特に理事長及び常務理事におかれては、施設長等から報告を受けて県へ提出すべき事故報告書が、県に提出されているかどうかの進捗管理を行うこと。また、同内規に基づき、県に提出すべき事故が発生した場合は、事故の概要について、第一報として電話等で直ちに報告すること。

（６）暴行等を行った職員はもとより、その管理監督者等に対して処分又は指導を行うに当たっては、原則として、賞罰委員会等を開催し、公正中立かつ十分な審査を経た上で、対応を図ること。

また、上記２（１）の関係職員及び（５）の関係役職員（常務理事兼センター長、養育園施設長（当時）等）に係る事項に関して、賞罰委員会等を速やかに開催し、処分方針等に基づき、関係役職員に対して、厳正な措置を講じること。措置を講じるに当たっては、千葉県健康福祉部障害福祉課と事前に協議を行うこと。

（７）当該施設の適正な運営や利用者の十分な処遇を確保するため、施設における新規利用者の受入れや、既に入所している利用者に対するサービスに係る計画の変更、職員の配置換え等を行うに当たっては、千葉県健康福祉部障害福祉課と事前に協議を行うこと。特に、新規利用者の受入れに当たっては、当該利用者に対する職員等の支援体制について併せて協議すること。

（８）改善措置をとるに当たっては、理事長等においては、自ら支援現場に出向き、実際に現場で適正な運営や利用者の十分な処遇が確保されているか確認するとともに、職員一人ひとりに虐待防止の意識が浸透しているか確認すること。

４　改善措置期限

平成２６年２月２４日（月）

（改善措置結果報告書の提出期限は、平成２６年２月２８日（金））

※　なお、これらの措置は、取り急ぎの当座の措置であり、今後さらに調査及び検証を進め、追加の勧告等の措置を講じていく。（特に、自主事業（アドバンスながうら）の立入検査後においては、全事業を統括する理事長等の責任についても究明していく。）

資料１

千葉県袖ヶ浦福祉センター事件への対応について

平成２６年１月２４日
千葉県健康福祉部障害福祉課
０４３－２２３－２３５２
千葉県健康福祉部健康福祉政策課
０４３－２２３－２６１０

千葉県袖ヶ浦福祉センターにおける利用者虐待事件を受け、同センターに対する指導監督機能の強化や、千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会事務局の機能強化等を図るため、障害福祉課に「県立施設改革班」を新たに設置しました。

今後も、立入検査を継続して実施していくとともに、千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会からの検証も得ながら、問題の全容の究明に向けて、千葉県袖ヶ浦福祉センターのあり方等について調査・検証してまいります。

１　人員体制

８名体制

２　これまでの対応状況

（１）問題の全容の究明に向け、養育園及び更生園全職員に対する立入検査を実施しました。

（２）障害者総合支援法等に基づき、障害者虐待防止法違反を踏まえた、関係法令の遵守や虐待防止体制の整備、暴行等を行った職員及び管理監督責任を負う役職員に対する厳正な措置を求める旨の改善勧告等を行いました。

（３）千葉県社会福祉事業団における虐待事件の発生の原因や組織・運営、千葉県袖ヶ浦福祉センターのあり方等について、調査・検証を行うため、千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会を設置しました。

３　今後の対応

引き続き、問題の全容の究明に向けて、適宜立入検査を実施し、また第三者検証委員会による検証を得ながら、必要な是正措置を検討していくとともに、千葉県袖ヶ浦福祉センターや千葉県社会福祉事業団のあり方、業務のチェック体制などについて、検討を進めてまいります。